

入札説明書

1. 公告日：令和2年11月24日

2. 契約担当窓口：事業実施主体

島根県仁多郡奥出雲町下阿井1430-2

有限会社 井上醤油店

代表取締役 井上 裕義

TEL 0854-56-0390 FAX 0854-56-0342

3. 参加資格の確認等

本競争入札の参加希望者は、入札公告に掲げる参加資格を有することを証明するため、次のとおり参加資格申請書を提出し、前項の契約担当窓口から参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者、ならびに参加資格が無いと認められた者は、本競争入札に参加できないものとする。

(1) 提出期間：令和2年11月24日（火）から令和2年12月4日（金）まで

(2) 提出場所：2. に同じ

(3) 提出方法：申請書の提出は、2. に持参か簡易書留又はレターパックで郵送すること。

（令和2年12月4日17時必着）

(4) 参加資格確認通知

令和2年12月4日（金）までに、書面（FAX送信等）をもって通知する

(5) 申請書の作成

申請書は、入札公告に沿って別紙様式1により作成すること

ア. 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ. 建設業法第3条第1項の規定により、建築工事業について一般建設業の許可を有するものであること

ウ. 過去5年間に国や県又は市の補助事業による施設整備の施工実績があること。

（新設及び改造工事の実績）

(6) その他

ア. 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする

イ. 契約担当窓口は、提出された申請書及び資料を、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない

ウ. 提出された申請書及び資料は返却しない

エ. 提出期限以降における申請書または資料の差し替え、及び再提出は認めない

4. 入札参加資格が無いと認めた者に対する理由の説明

入札参加資格が無いと認められた者は、契約担当窓口に対して参加資格が無いと認められた理由について、次のとおり書面（様式は自由）により説明を求めることができる

(1) 提出期限：令和2年12月8日（火）午後5時まで

- (2) 提出場所：2. に同じ
- (3) 提出方法：書面は、電送（FAX送信）によるものとする
- (4) 契約担当窓口は、説明を求められたときは、令和2年12月11日（金）までに説明を求めた者に対し書面（FAX送信）をもって回答する。

5. 現場説明会

執り行わない。要望がある場合は個別対応とする。

6. 入札説明書等に対する質問

入札説明書等に対する質問がある場合は、次のとおりとする。

- (1) 受領期間：令和2年11月30日（月）午後5時まで
- (2) 提出方法：書面（FAX送信）をもって、提出する
- (3) 質問に対する回答
令和2年12月1日（火）正午12時までに、書面（FAX送信）をもって回答する。

7. 入札方法等

- (1) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札者は下記の場所まで入札書及び添付資料を持参か簡易書留又はレターパックで郵送すること。

ア. 日 時：令和2年12月4日（水）午前11時必着

イ. 場 所：〒699-1622 島根県仁多郡奥出雲町下阿井1430-2

ウ. 有限会社 井上醤油店

- (2) 入札書の様式：別紙様式5のとおりとし、

ア. 工事入札金額（消費税及び地方消費税を含まない）

イ. 法人名・代表者・法人印

ウ. 入札年月日

を記入する

- (3) 入札書の添付資料

入札書の提出に併せて設計図面、工事費内訳書を提出すること

- (4) 入札保証金：入札保証金の納付は必要ない

- (5) 入札の無効

次の各号に該当する者の入札は、無効または失格とする。

ア. 入札参加資格の無い者

イ. 入札に必要な事項を記入しない者

ウ. 同時に2つ以上の入札書を提出した者

エ. 入札書の提出日時までに提出が無かった者

オ. 提出された設計図面、工事費内訳書が工事目的と著しく異なるものであると認められた場合

- (6) 落札者の決定方法

ア. 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。

- イ. 予定価格に達しない場合は最低入札者と協議し落札候補者とする。
- ウ. 落札候補者を定め、入札終了後速やかに入札書・設計図書・工事費内訳書の審査を行い、審査結果が有効であれば落札候補者を落札者と決定する。無効となった場合は、次順位の入札書・設計図書・工事費内訳書の審査を行う。
- エ. 落札者を決定した場合は、落札者にその旨を連絡するとともに、入札結果等に関する書類を閲覧に供する。

8. 工事契約の締結

本入札によって決定した入札額に、当該金額の100分の10に該当する額を加算した金額（10%を加算した場合、1円未満の端数がある場合はその端数金額を切り捨てた金額）をもって、次のとおり事業取組主体と契約を締結する。

9. 支払い条件

完成後 100%